

## 次期「徳島県消費者基本計画」の策定について（案）

### 1 計画策定の趣旨

現行の「徳島県消費者基本計画」の計画期間が、令和8年度末をもって終了することから、デジタル化の進展や高齢化など、消費者を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応するため、次期計画の策定に着手する。

### 2 計画の概要

根拠法令：徳島県消費者基本条例第10条、  
消費者教育の推進に関する法律第10条  
計画期間：令和9年度から令和13年度まで（5年間）

### 3 策定体制

#### (1) 徳島県消費生活審議会

知事の諮問に応じ、計画の策定方針、素案（パブリックコメント案）及び最終案の審議・答申を行う。

#### (2) 計画策定部会（仮称）の設置

審議会の下に、学識経験者や関係団体等で構成する部会を設置し、施策の具体的な内容や数値目標等の実務的な検討を行う。

### 4 スケジュール（予定）

- ・ 7月 第1回 消費生活審議会（策定方針の審議）
- ・ 8月～10月 計画策定部会（3回程度、素案の検討・作成）
- ・ 11月 第2回 消費生活審議会（素案の承認）
- ・ 12月～1月 パブリックコメントの実施
- ・ 2月 第3回 消費生活審議会（最終案の審議・答申）
- ・ 3月 新計画の公表